

# 全 員 協 議 会 記 録

令和元年 9 月 2 7 日 ①

【開催日】 令和元年 9 月 27 日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前 9 時 30 分～午前 9 時 40 分

【出席議員】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
議 員	伊 場 勇	議 員	大 井 淳 一 朗
議 員	岡 山 明	議 員	奥 良 秀
議 員	河 崎 平 男	議 員	河 野 朋 子
議 員	笹 木 慶 之	議 員	水 津 治
議 員	杉 本 保 喜	議 員	高 松 秀 樹
議 員	恒 松 恵 子	議 員	中 岡 英 二
議 員	中 村 博 行	議 員	長 谷 川 知 司
議 員	藤 岡 修 美	議 員	松 尾 数 則
議 員	宮 本 政 志	議 員	森 山 喜 久
議 員	山 田 伸 幸	議 員	吉 永 美 子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

事務局長	沼 口 宏	事務局主査兼庶務調査係長	島 津 克 則
議事係長	中 村 潤 之 介	庶務調査係書記	小 松 美 緒

【付議事項】

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

午前 9 時 30 分 開会

小野泰議長 おはようございます。ただいまから全員協議会を開催いたします。  
付議事項 1 議運決定事項について大井委員長お願いします。

大井淳一郎議会運営委員長 ただいまより第 48 回議会運営委員会の決定事項  
について御報告いたします。(議運決定事項について別添資料のとおり説  
明あり)

小野泰議長 議運決定事項についての報告がございましたが、これについて何  
か御質問ございますか。

山田伸幸議員 これは本会議において質問することになるかもしれませんが、

政治倫理条例の改正案の中で先の審査会によって被審査議員の行為が政治倫理基準に違反する云々の中で措置について2項目であります。確か審査会については4項目ぐらい挙げていたと思うんですが、これが2項目になった理由についてお答えください。

大井淳一郎議会運営委員長 4項目というのは、最初、議会運営委員会で政治倫理条例の改正をするときの案として4つ定めてありました。こちらに書いてある2つのほかに委員の辞任勧告、議員の辞職勧告の4つを定めておりました。ただ、前回の全員協議会においても述べましたように議論を重ねる中で4つを設ける必要がないのではないか、2つで十分ではないかという意見もありまして、協議を重ねた結果2つに絞ったということで議会運営委員会が全員一致するところはこの2つということで決定したところでございます。

山田伸幸議員 同条7項に議会は被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復する云々とあるんですが、これはどういったことを指すのでしょうか。

大井淳一郎議会運営委員長 これにつきましては、議会は、被審査議員がという条文でございますが、倫理審査会で決定をした内容について特に謝罪文の朗読になるかと思いますが、謝罪文の朗読をしなさいと倫理審査会が決定したにも関わらず被審査議員がそれに応じない場合が考えられると思います。それについて、議会側が品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するべく、必要と認める措置ということで、これは議会運営委員会の中で質問があったところでございますが、想定されるのは倫理審査会の決定を守らなかったことに対する、これが全て当たるかどうかはまた議論があるところでございますが、懲罰とか場合によっては議員辞職勧告決議といったことが考えられるのではないかという議論があったところでございます。

小野泰議長 ほかにございませぬか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、2その他について何かございませぬか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして、全員協議会を閉じます。

---

午前9時40分 散会

---